

地域研究というものは、単に学問的な問題意識を鋭敏に磨いただけではつとまらないし、反面、フィールド・ワークの方法論だけ精緻に研究したとしても、うまくいくものではない。学問以前の問題、あるいは学問と次元をたがえた問題がまつわりついてくるところに難しさがあるといえる。本書が、そうした学問前的问题をあまりカバーしきっているかという点、そうでもない。それにしても本書は、地域研究の広義における技術的問題点に真正面から取り組んだ本として、しかもあまり類のない試みをなした本として、一読をお勧めしたい。本書の評価は、読者の現地研究体験の有無とその内容に応じて、どうしても主観的にならざるを得まい。その点を考慮して、本書の内容のよしあしの評価は、ここでは避けたい。(矢野 暢)

Jack Heller and Kenneth M. Kauffman.
Tax Incentives for Industry in Less Developed Countries. Harvard University, 1963.
xii+288p.

本書は Harvard Law School の International Program in Taxation に基づいて生れた成果の一つであって、それまでも同計画に関連して、低開発国における課税問題を取扱ったものとして、報告書や論文・著書などが発表されている。主なものとして、*Conference on Agricultural Taxation and Economic Development* (1954), E. R. Barlow と I. T. Wender の共著である *Foreign Investment and Taxation* (1955), *National Tax Journal* の1957年12月号の J. Froomkin による論文, "Some Problems of Tax Policy in Latin America," H. P. Wald の *Taxation of Agricultural Land in Underdeveloped Economies* (1959), S. Ross と J. B. Christensen の共著にかかわる *Tax Incentives for Industry in Mexico* (1959) などがあつた。本書はこれら従来の研究の上に立っていわゆるタックス・インセンティブの問題を論じているのである。著者の一人 Heller 氏は上記計画についての教授研究員であり、もう一人の Kauffman 博士は Harvard University の経済学部の教授である。

本書は6章から成るが、第1章序論のみが両著者によって共同執筆され、残りの5章のうち第2章「タックス・インセンティブの法律の分析」および第3章

「タックス・インセンティブ立法の評価のパースペクティブ」が Heller 氏によって、残り3章が Kauffman 博士によって書かれたものである。後の3章はそれぞれ第4章「所得税免除」、第5章「インセンティブの利潤性に対する影響の評価手続」および第6章「加速減価償却と関連インセンティブ」によって構成されている。Heller 氏の担当した章はタックス・インセンティブに関する行政学ならびに法的なアプローチに基づき、Kauffman 博士の担当した章は主として経済学の立場から論じられている。

低開発国における産業助成のために税制を用いることは広く行なわれている現象である。そのための主要なやり方は租税の免除といわゆる加速減価償却の導入である。本書も主としてこの2つの方法に関して、これらが有効に働きうる諸条件ならびにこれらの与える諸効果、さらにその他の方法との比較、などについて詳細な分析を行なっている。その際現実に行なわれている立法例としては多く南米およびアフリカ諸国のそれが言及されており、東南アジアの例にふれることは少ない。このことは一面、東南アジア諸国についてのこの種の研究がほとんどなされていないことを物語るものであるが、もちろんこのことはわれわれが東南アジア諸国のタックス・インセンティブを研究する上においての本書のもつ意義をいささかも減ずるものではない。本書を読んで一番印象づけられたことを一つだけあげれば、もともとの私の興味のせいによるのかもしれないが、この種の税制の利用の成功にとって「しっかりした税務行政の確立」がいかに重要であるかということであつた。(清永敬次)

Japan Tax Association. *Asian Taxation* 1965. 1966. 148p.

日本租税研究協会 (Japan Tax Association) というのは、米国の National Tax Association にならって戦後わが国において誕生した民間の税法・税制の研究団体である。この協会は大蔵省などの協力を得て、1963年4月8日から16日にわたってアジア諸国の局長クラスの出席を得て「アジア諸国の税制と税務行政に関する特別大会」を東京と大阪において開催した。この会議の成果は『アジア諸国の税制と税務行政に関する特別大会記録』(1963年, 227頁)として残されている(英文の報告書は、Japan Tax Association. *Pro-*

ceedings of the Special Meeting of Japan Tax Association on Tax System and Administration in Asian Countries. 1964, 269p.）。この協会は以後、上の会議に出席したアジア諸国の税務担当官と連絡をとりながらその協力を得て、毎年アジア諸国の税制に関する最新の情報を提供する計画をたてた。その最初のものが *Asian Taxation 1964* (1964, 157p.) であり、それに続いてこのたび表記の *Asian Taxation 1965* がだされたのである。1964年版は、カンボジア、中華民国、インド、インドネシア、韓国、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイおよびセイロンの11カ国を含んでいたが、1966年版ではラオスが抜けて10カ国となっている。なお、前記会議にはヴェトナム(南)代表も出席していた。

アジア諸国の税制については、すでに、アジア経済研究所の調査研究報告双書としてだされている『アジア諸国の租税制度Ⅰ～Ⅴ』がある（インド、セイロン、タイ、香港、オーストラリア、ニュージーランド、マラヤ、シンガポール、アラブ連合、ナイジェリヤ、リベリアおよびクエートの12カ国を含む）。この双書は極めて詳細な報告でありその価値の高いことはいうまでもないところであり、東南アジア諸国の税制の研究をなす場合に不可欠のものであるが、表記の *Asian Taxation* はその詳細さの点においては比較すべくもないけれども、双書に含まれていない国をも含むことにおいて、また、それが常に最新の情報を提供するものである点において、特色を有しているのである。それが英文のものであることもあろうが海外の研究所などからの注文が引続いてなされているのも窺うることである。

Asian Taxation 1965 は、カンボジア、セイロン、中華民国、インド、インドネシア、韓国、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイの11カ国を含み、それぞれの国について、われわれは、国および地方政府の歳入のなかにおいて税収が占める地位、国税と地方税の税種、各税種の過去3年にわたる税収額、個人所得税および法人所得税制度の概要、外国人および外国会社に対する課税制度、国内産業発展を促進するための税制上の特別措置、税務行政機構、その他相続税さらには各種間接税制度の概要など、を知ることができるのである。いずれについても要領のよい記述がなされている。（清永敬次）

Wira Wimoniti. *Historical Patterns of Tax Administration in Thailand*. Bangkok: Institute of Public Administration, Thammasat University, 1961. ix+184p.

著者は、タマサート大学において会計学を専攻した後、同大学の Institute of Public Administration において行政学を研究し、現在はタイの国家開発省（Ministry of National Development）の国家経済開発委員会に勤務している、タイの新進若手官僚の一人である。当年35才。私がバンコック滞在中彼の話聞く機会を得たが、彼はタイの税務行政について忌憚らない意見を聞かせてくれた。彼は、本書についてその狙いの一つは、たとえばラマ5世の時代における予算制度の確立など新しい事実の発見にある、といっていた。この書物は著者が Institute of Public Administration における修士論文としてまとめたものであり、私には残念ながら本書の内容について適確な評価を下しうる能力をもちあわせていないが、タイの修士論文の水準を示す一つの資料を提供してくれるものとしても興味深いものがある。またタイの税務行政の歴史について英文で書かれたものとしてはおそらく数少ない文献の一つではないかと思われ、その点だけにおいても本書は貴重であろう。

本書の内容は次の通りである。

第1章「序論」——研究の目的、範囲および方法、歴史的背景、租税という語の歴史上の意義、脚注法

第2章「旧税制」——スコタイ時代、初期アユタヤ時代、後期アユタヤ時代

第3章「初期バンコック時代」——租税停滞期、租税多様化期

第4章「初期バンコック時代（続き）」——ラマ4世時代の特別税の発展とその地位、租税政策、租税機関、徴税請負制度、Bowring 条約

第5章「チュラロンコン王の税務行政の改革」——財政改革前の状態、第1次改革、大蔵省の組織改革、租税徴収機関、徴収請負制度の廃止への動き、チュラロンコン王時代の租税状態

第6章「結語」——その後の発展、重要な発見、過去の評価

附録——歴代国王の統治期間、Three Seals Law, Barcalon と歳入、Bowring 条約、文献リスト